

第1号議案 知事の専決処分に対する意見について

平川教育長： それでは、第1号議案、知事の専決処分に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： はい。第1号議案、知事の専決処分に対する意見について御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、知事が専決処分をしようとする教育委員会関係の事案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条によりまして、知事から教育委員会に対して意見を求められてございますので、これに同意する旨の回答をすることにつきまして、提案を申し上げるものでございます。

今回の専決処分は、1に記載をしておりますとおり、広島県高等学校等奨学金償還金に係る滞納者に対しまして、償還金及び督促手続費用を支払わなければならない旨の訴えを提起するもの及び車両の損傷事故により発生をいたしました損害賠償の額を定めるものでございます。

資料の2ページをお願いいたします。広島県高等学校等奨学金につきまして、これまで再三の納付指導及び督促状の送付による債権回収の取組にも関わらず長期滞納となっている者につきまして、主債務者及び連帯保証人に対し、管轄の簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、3件の相手方から適法な督促異議の申立てがございました。適法な督促異議の申立てがあった場合には、民事訴訟法第395条の規定によりまして、支払督促の申立てのときに遡って訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することになることから、この度、訴えの提起について専決処分を行うものでございます。

次に、資料の6ページをお願いいたします。令和2年1月27日に、XXXXXXXXXXが、当該校敷地内の同窓会館東側に乗用車を駐車しておりましたところ、突風によりテニスコート内に設置をしておりました移動式防球ネットが当該車両の上部右側に倒れ、車両の一部に損傷が生じたものでございます。当該事故に係る損害額は40万6,615円となり、相手方に過失がございませんことから全額を損害賠償額として決定をし、相手方と示談を行おうとするものでございます。

続いて、資料の8ページをお願いいたします。令和2年2月17日に、沼隈特別支援学校教諭が当該校敷地内のグラウンド横駐車場に乗用車を駐車しておりましたところ、突風によりグラウンドに設置をしていた移動式防球ネットが当該車両の上に倒れ、車両の一部に損傷が生じたものでございます。当該事故に係る損害額は14万4,595円となり、相手方には過失がございませんことから、全額を損害賠償額として決定をし、相手方と示談を行おうとするものでございます。

いずれにつきましても、教育委員会の関係課が確認をし、内容に問題がないことから、同意することが適当であると考えてございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 最初の奨学金償還金の支払い請求に係る訴えの提起について、御説明があった内容がよく理解できなかったです。専門用語が少しよく分からなかったもので、この訴えに至る提起のところの御説明をもう一回お願いします。

江原総務課長： この事案につきましては、この債務者の方につきまして、これまで再三文書や電話等によりまして督促を行ってまいりましたけれども、6か月以上返済がない滞納者であったことから、支払督促の申立ての予告を行いまして、それでも何ら連絡がなかったということで、やむを得ず支払督促の申立てを行ったものでございます。これに対しまして、当該債務者が分割納付を求めて異議申立てをしたということから、訴訟に移行したというものでございます。

中村委員： その分割納付を求めてきたということに対しては、どのようなことになるのですか。つまり、応じる・応じないといったところはどうなのでしょう。

江原総務課長： 今後につきましては、元々この方につきましては、分割納付を行う旨の償還計画を提出していたにもかかわらず、それを履行しなかったというものでございまして、今回の異議申立てにおきまして再度分割で納付する意思を示しておりましたけれども、これまでの経緯を考慮すれば、訴訟により債務名義を取得した後に交渉して、分割納付を確約させる方が今後の履行を担保するためにも有利だと考えて行ったものでございます。

菅田委員： 2点とも移動式防球ネットによる事故ですけども、再発防止策について何か通達はされているのでしょうか、

江原総務課長： これまでも、このような事故が生じた場合につきましては、強風のおそれがある場合には、事故の未然防止のために事前に移動式防球ネットを安全な場所に移動させるなどの適切な施設管理に努めるように注意喚起を行ってまいったところございまして、今回も2月21日付けで注意喚起を行ったところでございます。

これに加えまして、今回、事故が発生した安古市高校につきましては、防球ネット周辺の駐車を禁止したり、また、沼隈特別支援学校につきましては、防球ネットを固定するといった措置も講じてございます。今後は、同様の事故を繰り返すことのないように注意喚起等を徹底してまいりたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。